

2020年6月9日
日本放送協会
在京民放キー5社

アウトサイダーに係る補償金付き権利制限規定について

放送番組の同時配信等に係る権利処理円滑化の施策として、文化庁が提言している「実演・レコード実演のアウトサイダーに係る補償金付き権利制限規定」について、放送事業者はこれまで制度の具体的な中身の説明を受けていない。また、昨年度、3回にわたって開催された文化審議会著作権分科会「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」においても、権利制限規定の創設に伴う補償金制度が委員会でのコンセンサスを得たという認識はない。

文化庁が導入を提言する同制度は、著作隣接権に係るアウトサイダーの問題のみ解決を図ろうとするもので、様々な課題が山積している同時配信等の権利処理円滑化には繋がらない。また、NHK・在京民放キー5社は、同制度には多くの懸念点があると考えており、以下の理由により、制度の導入に反対する。

◇アウトサイダーに係る補償金付き権利制限規定に反対する理由

- * 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化の方策として、NHK・在京民放キー5社の優先順位の最上位にあるのは、「同時配信等の著作権法上の放送見做し」である。同時配信等を「放送権」ではなく、あくまで「自動公衆送信権」として扱う著作権法改正では、同時配信等の実施に際して多くの課題が残存し、権利処理の円滑化には繋がらない。
- * 使用するかどうかも分からないアウトサイダーに対して、補償金を支払うことには同意できない。
- * 同時配信のみに補償金を支払ってアウトサイダーを使用できるようになったとしても、その後の見逃し配信等で別途の許諾を必要とするのであれば何ら意味がない。
- * アウトサイダーのみ権利を制限する合理的な理由が見当たらず、権利者の権利を不当に害するものではないか。
- * 補償金制度を創設しても権利者に適切に分配される仕組みができる保証がない。
- * 補償金額は誰がどのように適正と判断し、決定するのか分からない。

○映像実演に関して

- *アウトサイダーでは、一次の出演時にネット配信の権利も取得済み（買取り）のケースも多く、補償金が放送局にとっては新たな出費となりかねない。
- *先行して同時配信等を実施するNHKでは、映像実演の場合は、アウトサイダー問題というよりは不明権利者の問題である。

○レコードに関して

- *レコードについては、すでに日本民間放送連盟は日本レコード協会との包括協定で、見逃し配信において、アウトサイダーについても日本レコード協会が対応することで合意し、問題なく運用が回っており、アウトサイダーの権利を制限して補償金を支払う必要がない。
- *そもそもレコード実演について、実演家の許諾権に係る権利は専属実演家契約によりレコード会社に買い取られているケースがほとんどのため、実演家に補償金を支払う理由を明確にする必要があるのではないか。
- *レコード実演では、芸団協C P R Aの委任状況が公開されておらず、アウトサイダーか否かの判別ができない。

著作隣接権のアウトサイダーに係る問題については、運用で改善できる部分も多いため、NHK・在京民放キー5社にとっての優先度は非常に低く、最優先で取り組むべき課題ではない。多くの懸念点があるアウトサイダーに係る補償金付き権利制限規定を新たに整備するのではなく、放送と同じコンテンツを同じような時間で視聴者の皆様にお届けする同時配信等については、伝送路の違いによって権利を分けずに、まとめて「放送」としてワンストップで権利処理できるように著作権法改正を検討することが一番の解決策である。